

広島県告示第千四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名 称	所 在 地		
森広 涼子	訪問鍼灸・マッサージ E i R O W 東広島ステーション	東広島市西条町寺 家一八四五番地一 D棟一〇二号室	あん摩マッサージ 指圧	令和三年七月 一日
森広 涼子	訪問鍼灸・マッサージ E i R O W 東広島ステーション	東広島市西条町寺 家一八四五番地一 D棟一〇二号室	はり・きゅう	令和三年七月 一日
岩本 直樹	広島総合訪問はりきゅう マッサージ協会ゆたか	東広島市西条御条 町五番二六号一四 〇六号室	はり・きゅう	令和三年九月 一日